

日時：2021年6月20日（日）AM10：00～12：00

場所：市役所202，203会議室

司会：総務 溝口役職長

1. 会長あいさつ〔辻田会長〕

本日の第2回役員会は感染予防対策で役職長とブロック長のみにお集まりいただいております。本来は役員全員にお集まりいただいて開くこととなっておりますが、本日までご参加いただけなかった役員の皆様には5月の役員会で委任状を頂いております。本日も多くの議事がありますのでスムーズな進行にご協力をお願いします。

2. 審議事項

(1). 自治会メッセージとしての小冊子の発行について【引継ぎ課題】(会長)

ここ数年、毎年20世帯が自治会を退会しています。自治会員減少の歯止めとして自治会価値を説明する小冊子「自助・共助・公助」を以下目的で発行します。

- ・自治会の存在意義の一丁目一番地「災害時の共助」をテーマとし全戸配布します。
- ・920冊を配布し、残り(80冊)を新規会員の勧誘資料として活用します。(会長保管)

【審議結果】出席役員の賛同挙手をもって承認されました。

(2). ブロック活動に対する助成について【引継ぎ課題】(会長・会計・総務)

- ・ポケットパーク維持活動助成金
- ・ブロック清掃活動対策費
- ・ブロック活動助成金

上記3種類の使用については

- ・ポケットパーク清掃活動等の会員さんが集合できるタイミングでの利用が多く、ブロックで上記用途解釈に違いが生じ始めている。このため「上記3種利用の具体的なマニュアルが必要」との要望がある。
- ・会計役職長には作業負荷が高いお願いとなったが、過去3年程遡及調査してもらい各利用実績や用途分析をして頂いた。これらから、まずは優先し別紙のとおり過去実績と本来目的を考慮した上で細則見直しを実施したいと思います。

(細則見直しと現状利用に関する会計調査結果は別紙を参照下さい)

- ・皆さんが参照できる「運用マニュアル」を今後改定します。

【審議結果】出席役員の賛同挙手をもって細則見直しが承認され規定に従い今年度から発効することになりました。

(2-1). その他

- ① (総務・会計役職長より)助成金の申請書および報告書の書式を改定する予定です。
- ② (会長)会計担当におかれては
 - ・ポケットパーク維持活動助成金 (担当：みどりの委員)
 - ・ブロック清掃活動対策費 (担当：環境)
 - ・ブロック活動助成金 (担当：ブロック長)

上記3区分の区分会計をお願いするとともに、各担当におかれても活動内容に対する会計申請の線引きについて煩雑さはあるとは思いますが、運用マニュアルの整備を行うので、是非細則運用にご協力をお願いします。

(3). 今年度の防災訓練について(防災防犯)

コロナ過の影響により、2021年度の東西合同の防災訓練は消防組合さんとの事前調整を含め検討し、東西合同の検討会で中止と決定しました。

ただし、当自治会としては小規模で行える安否確認訓練を11月めどに行いたい為、東自治会へ説明、現在、回答待ちとしています。

① その他の防災防犯

- ・防犯パトロールは当面は中止となります。状況をみながら東西連携して検討します。
- ・東西自治会から市に要請した永田公園へのAED設置依頼について、現時点での市側回答は「常駐の管理人がいない」「屋外施設は管理が困難」等から、設置実現の可能性は低いと判断しています。

(4). 環境対策予備費【どんぐり公園申請書】(環境)

5月末〆切で1～9ブロック各環境担当に改善要望の有無を確認しておりましたが、結果的に第1回役員会で希望が寄せられた4ブロックのどんぐり公園の物置修理・置換のみでした。

既に、市役所に実施内容を説明し申請書を受理しており、4ブロック高橋さんへ申請いただくよう回答します。

他に、5ブロックもみのき公園のびわの木、ハナミズキ、もみの木が高く育って、ブロック住民での剪定が難しいことから業者剪定をお願いしたい希望が出されておりこの事案については環境対策予備費の費目で処理します。

(5). ブロック引継ぎカードの見直しについて(総務)

現在状況確認に使われる引継ぎカードを各ブロック長へ配布いたします。班長を通して個別ヒアリング調査頂き、内容の修正については朱書き訂正しブロック長へ提出お願いします。

- ・ブロック長による最終チェックを経て次回役員会(7/18)に提出してください。
- ・引継ぎカード内の「広報部数」については市へ連携します。市配布物はこの「広報部数」を参考に配布されますので、7月提出後から部数見直になります。

(6). 自治会入会・退会手続き(総務)

転入者があった場合、以下の入会関連書類を総務に申請し、転入者へお渡し願います。

- ①入会案内(『きよみ野西自治会』へのご入会と『会員カード』ご記入のお願い)
- ②会員カード
- ③当該年度の総会議案書

3. 報告事項

(1). 地域支援

- ①令和3年度市民体育祭は中止となりました。
- ②中央中 PTA から資源回収のお知らせを一年分いただくことになりました。今後は役職長・ブロック長会議で都度お渡しします。
- ③老人会のなまらん体操は2021年12月までは休止になりました。2022年1月の再開については10月末の第2回なまらん委員会にて決定します。

(2). 夏祭り

夏祭りの中止に伴い東西両夏祭り役職長で代替イベントを検討しました。結果としまして、やはりイベント実施はコロナ禍の中で3密は避けられず、やるべきではないとの意見が多数を占めました。よって代替イベントについても計画実施しないことになりました。

(3). 広報

- ①「きよみ野西だより」発行効率化について
役員負担軽減を実現するため承認後の議事録そのものを回覧する方式に見直します。ただし、以下条件を配慮致します。
 - ・議事録は伝えたい要点をこぼすことなく、かつ、伝わりやすい文章で作成する。
 - ・媒体（回覧）という価値から、その回覧タイミングで役職長が周知したい活動等がある場合、定例版の末尾に簡易盛込み。内容は担当役職長から初稿を頂きます。
 - ・「きよみ野西だより」は季刊版で発行します。

(4). 会長

今年度も昨年度に引き続きコロナ禍の影響で自治会のイベントが軒並み中止となっています。しかし、イベントが中止となっても役員の仕事がなくなったわけではありません。役員は所属する各ブロックの班長としてまたブロック長・副ブロック長としての重要な役割に注力して頂くと共に、役員会にご出席いただき自治会全体の審議事項に関して頂くよう、よろしくお願い致します。

(5). その他

- ①9月の合同役員会日程が9月12日(日)10時～12時(市役所)へ変更になりました。
- ②第3回役員会は7月18日(日)10時から12時(市役所)です。(役職長とブロック長参加)
- ③広報回覧物等の配布（物流）について
議事録回覧やきよみ野西だよりは今後直接ブロック長へ届ける方策を検討します。場合によっては郵送を用いる事がありますのでご了承下さい。
- ④みどりの委員はブロック長が選出し、会長に報告して下さい。(環境委員がサポート)

以上

■ポケットパーク維持活動助成金

細則改定はありません。

<参考 現状利用調査（会計）>

ポケットパーク毎に異なる金額を振り分け出金しています。お花代や備品購入に充てられています。現状の申請手順は環境（みどりの委員）→会長→環境（みどりの委員）→会計となっていますが、改定する運用マニュアルでは環境（みどりの委員）→環境役職長→環境（みどりの委員）→会計とします。なお、残金は翌年度繰り越しです。

■ブロック清掃活動対策費の規定追加

改定理由：ブロック清掃活動対策費についての取り決め規定がどこにもありませんでした。よって「地域美化運動に関する細則」に盛り込みます。下記の（助成金）第3条規定を加えます。

(助成金)	
第3条	一年を通じての地域美化運動(市内一斉美化運動を含む)に関して各ブロックに対してブロック清掃活動対策費 <u>20,000円</u> を助成する。フレイシエルはAおよびBブロックを合同ブロックとする。
2	交付した助成金に <u>残金が生じた場合は返金</u> しなければならない。

<参考 現状利用調査（会計）>

各ブロック均等に20,000円出金。市内一斉美化運動に必要なビニール、軍手等の消耗品購入に充てられています。残金は翌年度繰り越しされています。

■ブロック活動助成金の詳細明確化

改定理由：この改定はこれまでの利用実績を考慮しつつ、ブロック活動の重要性に鑑み助成額の支給ルール明確化を行います。また東自治会とほぼ合わせた内容としました。「ブロック活動に対する助成」細則第4条第1項を下記のように改定します。

(ブロック活動に対する助成) 第4条1項

現行	改定
ブロック活動（会員相互の親睦・交流を目的として行う活動）の実施にあたり、助成金を申請できるものとする。申請金額は1会員あたり500円とし、かつ、年間1会員あたり500円を限度とする	ブロック活動（会員相互の親睦・交流を目的として行う活動）の実施にあたり、助成金を申請できるものとする。申請金額は1ブロック一律20,000円と活動参加人数×500円とする。なお、フレイシエルはAおよびBブロックを合同ブロックとする。また、助成金の上限は各ブロックで会員数×500円とする

<参考 現状利用調査（会計）>

各ブロック会員の賛同署名いただいた人数×500円の出金としています。この範囲内でポケットパーク清掃最終日に配布する「防災グッズ」「お菓子」等の準備をして頂いています。領収書を会計へ提出頂き出金もしくは仮払い精算としています。残金は返金です。

■その他

(会計) 上記3種助成の精算区分にご協力頂き、每期、会計へ報告お願いします。